時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり・時事新報には安號詳細なる商況物價の報告あり

（本號八頁）　（明治三十五年二月廿日郵便信書認可）　明治廿五年三月十七日　曜日　（定價金二錢）

時事新報

第三千二百九十二號　明治廿五年三月十七日　木曜日　舊版壬辰二月十九日（戊申）

日出午前五時五十分　入午後六時四十九分
月出午後九時五十七分　入午前七時三十六分
潮期午前七時四十三分　午後七時五十六分

（西暦一千八百九十二年）

義捐金に付社告

本社が豫て募集したる震災義捐金は昨二十四年十一月二十五日を以て締切となし其總金高二萬六千七百十九圓五十八錢七厘は既に震災地なる岐阜、愛知、福井の三縣に送達したるも其後海外遠隔の地方より期に後れて到着したるもの尠なからざるに付昨日を以て更らに一纏めとなし三縣へ發送したり其金高及び最初より本社に於て取扱ひたる義捐金の總高は左の如し

岐阜縣へ　六百九圓十一錢九厘
愛知縣へ　三百四圓五十五錢
福井縣へ　二十六圓八十五錢
合計　九百四十圓五十一錢九厘

義捐金總金高二萬七千六百六十圓十錢四厘

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊〇時事新報社より直接に發送スルモノハ右定價ノ外二箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上七日以上
一行一付	十三錢	十一錢
	六日迄	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみとして寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信員を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

政府黨組織の困難

我輩は過日の紙上に於て政府は一日も速に超然主義を廃じ言論以て大に民間の反對者と爭ふの覺悟なかるべからずとの趣旨を述べたるが聞く所に據れば政府の筋にても同樣の意を唱ふる人尠からずして或は斷然政府黨を組織して彼の民黨の攻撃に當る可しと主張する者さへありと云ふ立憲政治の今日我輩は固より其實行を望む者なれども扨て〻に思案す可きは之を組織して果して政府維持の實効を奏す可きや否やの一問題なり或は政府が自から其主義方針を公にして普く天下の人心に訴へたらんには同感同主義の士人は爭て來集し立どころに一團の政黨を組織し得べしなど思ふ者もあれども是れは政黨の名に欺かれて其實を知らず政黨は單に政論同主義の團體なりと信ずる者の謬見にして畢竟するに素人の考たるに過ぎず如何となれば凡そ政治社會に政黨の主義綱領など稱して發布したるものを見るに何れも皆漠然たる文字を並べたるのみ之を謂む者の註釈次第にて如何なる意味にも了解するを得可きが故に斯る曖昧、空を覆ひが如き主義を根據にして數多の人が團體を組織し身命を棄てゝ熱心運動するの理由は萬々ある可からざれば故に我輩の所見を以てすれば政黨は主義を同ふする者の團體と云はんよりは寧ろ利害を同ふする者の團體と云ふ方適當なるが如し政論の是非は人民の利害に由りて制せらるゝものなるに政治なるものは其影響する處極めて廣大にして政府の一舉一動に由て直接の利害を感ずる者國中に甚だ多きが故に其感ずる所の利害を同ふする者が相結んで自家の利益を謀るが爲めに茲に始めて政黨を生ずるなどにして例へば米國にて製造業の盛なる北部諸洲の人民は輸入税を高くして内國の工業を保護するを以て自家の利益となすものなれば其地方には保護貿易を主張する所のレパブリカン黨に屬する者多く之に反して南部諸洲の工業未だ盛ならざる地方に於ては輸入税の高きは徒に物價を高くして生活を困難ならしむるの不利あるが故に自由貿易を主張するデモクラチック黨の勢力甚だ強大なり畢竟するにレパブリカン黨に加入する者も又デモクラチック黨に屬する者も眞實經濟學の原理に徴して自由貿易と保護貿易と孰れが國家の爲に利益なるやを研究し先づ政論の根本を定めて然る後に己の所屬を決する者には非ずして唯單に自家の利益損害のみを考へ直接の利害を共にする者が相結んで政黨を形造りたるの事實は之を爭ふ可らず其他歐洲諸國に於て貴族金滿家等社會の上流に位置を占むる者は大概皆保守黨に屬し貧賤なる勞働者の類に過激なる進步黨員の多きを見ても亦以て政黨は政論の是非に關係少なくして利害を同ふする者の團體なるを證するに足る可し左れば今日政府の人が其現在の地位を維持せんが爲めに自から政黨を組織せんとならば先づ第一に廣く現政府と利害を同ふする者を求め其人々を集めて一團結を組織するの工風なかる可からず然るに爰に甚だ不都合なる事と云ふ可きは目下我國に行はるゝ政黨なるものは元來重大なる政治上の問題に就て利害を同ふする者が自己の害を除き利を求むるが爲めに相結んで團體を成したるに非ずして其起原は尋ぬれば多年來政論に熱心なる士人等が强ひて西洋立憲國の風に倣はんとして人爲の工風を以て無理に黨派を組織したるものなれば其黨員たる者が各自に感ずる所の利害は決して一樣なるを得べからず若しも今日にても國民の利害に關する重大なる政治問題の起るみともわらんには政黨の人々は其地方の異同に由り、其人の職業又は貧富等に由りて思ふ所は決して一樣なるを得べからず或は之が爲めに同黨中非常の混雜を見る可き筈なれども實際は然らずして斯る烏合の衆とも云ふ可き政客等が徇は能く互に連結し一黨派の運動を爲して別に不都合を見るは何ぞや他なし其衆寡が皆同一樣に政府に敵對するを以て目的となすが故なり即ち今の民間の政黨は現政府を倒すの目的を以て組織したるものにして之に加名する人々は皆政府を倒して之に代り以て自から利せんと欲す者なれば其一點に於ては黨員悉く利害を同ふする者と云はざるを得ず改進自由など云ふ漠然たる主義綱領の文字に感服して集りたる者は極めて稀なるを知る可し斯る事實なるが故に政府が今日の僅にて直に政黨を組織して民黨に當らんとせば官民兩黨の爭は是非とも政權取合の一點に歸し今の政府を倒すを以て我が利益となすものは民黨に屬し之を維持して自から利せんとする者は官黨と爲りて其結果は政府の爲めに甚だ不利ならざるを得ず何となれば今の政府の當局者を今のまゝに差置き之に政權を托して直接の利益を蒙むる者は唯政府の官吏及び官邊に親密の緣故ある一部分の人のみにして其數甚だ多からざる其反對に政府の地位を奪て之に代らんと欲する者は極めて夥しく是等の者は皆政府の倒るゝを以て自家の利益と心得る者共なれば官民兩黨相對するときは官は民に比して遙に少數なる可ければなり加之事の實際に就て見るも現在の當局者たりとて其人々が相互に結合し眞實に一身同體なるや否や多少に疑なきを得ず或は一朝今の地位を離るゝ上は最早政府と利害を異にして之に對する感情も自から冷淡なる可きのみならず甚だしきに至りては政府を去ると共に忽ち讎敵として其反對者となる者さへなしと云ふ可からず右の如き次第なれば政府が今日政黨を組織して大に其勢を張らんとおらば今日の如く政權の取合を以て政治上唯一の問題となすの風を緩和し別に利害論の大なるものを講じて民心を導くの工風肝要なる可し其方法としては政府の官吏が倒の尊大を止めにして墮落を勉め身を輕くして民間の人に交はり世間一般に官途の地位の羨むに足らざるを知らしめて先づ民情を慰め又一方に於ては積極的に民利國益の大策を斷行して實際上に政府の方針を明にし以て官吏以外の人に政府と利害を同ふする者を求むるの方案ある可し其手段の細論は之を他日に讓り唯茲には政府黨組織の容易ならざる次第を述ふるのみ

昨日の社説中第四行目に規則を試みる處の云々とありしは試みる迄の誤植

雜報

○流燒失紙幣の利益　國立銀行は明治三十年前後に何れも營業滿期となりて其發行紙幣は悉皆其時迄に消却する都合なるより銀行者は種々に消却の困難狹灣に係る處置を當局者に仰がんとて苦心し居れるが此消却問題を基し第一に討究すべきものは流燒失紙幣の利益何れに歸すべきやにあり元來國立銀行の發行紙幣のうち毀損流失燒失等にて全く其紙幣所持者の損失に歸し永久銀行へ向つて引換へに來るものなき分尠からざるものゆゑ別けて第十五銀行の發行紙幣の如きは西南戰爭の際多く戰地に流通せしとありしもその一部分燒失したるものあるならば是等全國々立銀行紙幣の分を合算せば慥に一二百萬圓の高にも達すべしと臆測する者あり其利益は政府に於て占むべきか將た國立銀行の利する所なるべきか當局者中にて抱ける意見にては曾て第二十四國立銀行の破産せし際破産後の責任を政府に負擔して國庫の損失を來したるの實例もあれば國立銀行が滿期となりて悉皆の勘定立を爲したる後の始末は總て政府に於て引受くべく既て流燒失紙幣の利益をも政府に於て取るべきは當然なるべしと云ふあり然に又銀行者の說く所にては銀行紙幣は紙幣にあらずして銀行の手形同樣のものなるべければ之が流燒失は所持者の損にして發行者の利たるべきに於ては政府に納めんと望めり雙方右紙幣消却困難救灣の工風なかるべからず故に政府が今日の僅供し各銀行に代りて合算の紙幣の利益を日本銀行を償はんと希望し之を國立銀行創立の當初又國立銀行紙幣の名あり幣引換を爲すべき方法は國家に歸して然るべし慈善の費用に宛つる習慣には特に銀行者の係亦豫想外の利子の損失事情あるに於ては其流れと〻し銀行は之を日本銀行に納めるべきなるべければ行たる如く處分するなら

○出水の爲汽車の全通　阜縣下長良川の鐵橋工事は四月一日より東西相聯の降雨は中々多量にして八尺計の增水となり一橋用に架設せし假橋を來し爲に凡そ十四五

○奈良縣會の實況　本縣に屬する臨時奈良縣會少數の爲め流會の儘閉十日より二十五年度十一十二の兩日共役員めに過半數に充たずして立ちたるもの六七名は員涙に向て總辭職を申會の成立つみとおかる由なり

○郡山尋常中學校の紛子兩平氏は生徒の氣受て近頃は別して欠勤多へざるの狀を察したる表を促し即日免職の沙畠山好敏氏を以て其後昇し越前も前校長の至り高本參事官に面會開紙に廣告して會議を

○大坂に於ける參謀旅參謀旅行演習は已に京坂に出する電にて其繞川上中將以下の本丁目の紫雲樓西軍は北旅陣は自由亭及び洗心

○松本兒徒嘯集事件の堀内、小岩井、四人の長野町長野地方裁判所府下の鳩山和夫、岡村五名もあるよし

○山梨縣に於ける出日多き地なれば闘龍博覽すもの多人數の由なり